

告 示

埼玉県告示第千五百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 起業者の名称

ふじみ野市

二 事業の種類

（仮称）ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校第2放課後児童クラブ整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

イ 法第二十条第一号要件

申請に係る事業は、ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目地内における三三〇・五九平方メートルの土地を起業地とする（仮称）ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校第2放課後児童クラブ整備事業（以下、「本件事業」という。）である。本件事業は、起業者が放課後児童健全育成事業を実施するための施設を設置するものであり、当該施設は法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ロ 同条第二号要件

起業者であるふじみ野市は、児童福祉法の規定により放課後児童健全育成事業を実施する権能を有する。また、本件事業を施行するため、当該施設を設置する計画を策定し、その財源措置を講じていることから、起業者は本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

ハ 同条第三号要件

(1) 得られる公共の利益

起業者は、ふじみ野市総合振興計画において、保護者の就労等による留守家庭児童等を対象に授業終了後に遊びや生活の場を与える放課後児童クラブ

の充実を掲げ、また、ふじみ野市次世代育成支援後期行動計画では、利用者の増加により大規模化した放課後児童クラブの早急な対応が必要であることから、設備等の充実等に努めるとともに児童数の適正化を目指すこととし、放課後児童クラブの整備を進めている。

ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校（以下「小学校」という。）の児童を主たる対象とする放課後児童クラブであるふじみ野市立鶴ヶ丘小学校学童保育室（以下、「現クラブ」という。）を利用する児童数は年々増加し、平成二十二年四月には九十八人となっている。埼玉県が県内の放課後児童クラブの標準的な考え方等を示した埼玉県放課後児童クラブ運営基準（以下、「運営基準」という。）は、放課後児童クラブ内の児童が生活するスペースは一人当たり一・六五平方メートル以上の広さを確保することとしている。しかし、現クラブ内の児童が生活するスペースは一人当たり〇・九六平方メートルであり、運営基準が示すスペースを大きく下回っており、遊びに夢中な子ども同士の接触事故が発生するなど適正な保育環境の確保に支障を来している。また、現クラブの利用希望者は今後も増加することが見込まれている。

本件事業は、小学校の隣接地に新たな放課後児童クラブ（以下「新クラブ」という。）を整備するものである。本件事業の施行により、現クラブ及び新クラブの合計で百十五人程度の児童の受け入れが可能となるため、現クラブを利用する児童の一部を新クラブに受け入れることで現クラブの適正な保育環境を確保するとともに、放課後児童クラブの新たな利用希望に対応することにより、児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立支援が図られる。よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業地には保護すべき動植物や文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、児童の増加により狭隘化した現クラブの保育環境を適正化することを主な目的に新クラブを設置するものであり、本件事業の事業計画は、運営基準等に定める規格等に適合しているものと認められる。

また、起業者は、起業地を決定するに当たって、小学校との接近性等を考慮し、四件の候補地を選定した上で総合的な比較検討を行っている。このうち土地の収用面積が少なく、小学校からの行き来についての安全度が高いなどの理由により本件起業地が選択されており、その選択は適切なものと認め

られる。

よって、本件事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、また、事業計画の合理性についても合わせて考えると、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

二 同条第四号要件

(1) 事業を早期に施行する必要性

現クラブは、多くの児童を受け入れ、既に過密な状況にあり、適正な保育環境の確保に支障を来していることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲は、小学校の存続に伴い恒久的に用に供されるものであることから、収用と使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

ふじみ野市役所子育て支援課